

## 公共料金等専門調査会の審議の進め方について（事務局提案）

令和 5 年 2 月 13 日  
消費者委員会事務局

### 1. 大手電力各社（※<sup>1</sup>）から経済産業大臣に対して電気規制料金値上げ認可の申請がなされた。

※<sup>1</sup> 東北電力（令和 4 年 11 月 24 日）、中国電力（11 月 25 日）、四国電力（11 月 28 日）、沖縄電力（11 月 28 日）、北陸電力（11 月 30 日）、東京電力エナジーパートナー（令和 5 年 1 月 23 日）、北海道電力（1 月 26 日）。かっこ内は申請年月日。

### 2. 電気規制料金値上げを含む重要な公共料金等の認可に当たっては、物価問題に関する関係閣僚会議に付議されることとなっている。その前段階として、所管省庁における方針の決定、消費者庁と所管省庁との協議、消費者庁からの付議を受けた消費者委員会における審議及び意見、の各プロセスが必要。（※<sup>2</sup>）

※<sup>2</sup> 第 64 回公共料金等専門調査会（令和 3 年 12 月 20 日）資料 2。

### 3. 現在、経済産業省において審議が進められているところであるが、論点が多岐にわたることや、途中段階も含めて丁寧に状況を確認していく必要があることから、消費者庁からの付議を待たずにヒアリング等を開始する。その上で、消費者庁からの付議があった場合には、更に検討を行うこととする。

### 4. 現時点で必要と考える調査審議事項は以下のとおり。

#### ・ 経済産業省及び電力各社（※<sup>3</sup>）へのヒアリング【本日】

※<sup>3</sup> 11 月下旬申請の 5 社。東京電力 EP 及び北海道電力は今後調整。

#### ・ 消費者団体等へのヒアリング

#### ・ 専門調査会として確認すべき事項の整理

（消費者庁からの付議後）

#### ・ 経済産業省及び消費者庁へのヒアリング

#### ・ 専門調査会意見案の検討